

工事検査における指摘事項等について

令和7年度

指 摘 事 例

(1) 施工計画書について

- ・施工計画書に記載する内容（施工方法・出来形・段階確認など）を充実させること。その中に社内基準(社内目標)もあるなら記載すること。
- ・現場組織表には、社内検査員を記載すること。また、施工計画書記載と実施の社内検査員の整合性をはかること。
- ・推進工事の推進工事技士名は、報告書と整合性を確認すること。
- ・安全管理には、酸素欠乏等危険作業防止対策を記載すること。
- ・施工条件書に記載のある、路盤現場密度試験は、品質管理に記載すること。
- ・立坑工、ライナープレート撤去について記載すること。
- ・施工計画書の請負金額等、書類作成に際して、誤記に注意すること。
- ・書類作成に際して、数値の誤記がないように注意すること。
- ・施工計画書に記載する内容について、施工方法など具体的に記入し充実させること。
- ・「配管工事についての届出」の日付記入漏れがありました。注意してください。
- ・現場状況により施工方法が変更となった場合は変更部の施工計画書を提出すること。
- ・施工条件書で施工方法の制限（騒音、振動、排出ガス）が定められており、対応した機械を使用する場合は「指定機械」として施工計画書に記載すること。
- ・施工条件書で「施工方法の制限」（騒音・振動・水質・排出ガス）が有る場合は、該当する機械等を「指定機械」として記載すること。
- ・下請けの引取り検査について、施工管理計画に項目を記載し、漏れなく実施すること。

(2) 施工体制台帳について

- ・添付資料として、注文書、注文請書、契約書の写しを添付すること。
- ・施工体系図の未記入に注意すること。
- ・作業員名簿は、最終的なものを作成し提出すること。
- ・作業員名簿は、下請業者についてもれなく提出すること。その際、元請確認欄、作成年月日、提出年月日等の記入忘れに注意すること。また、最終版として、入場年月日、受け入れ教育実施年月日を記入したものを提出すること。
- ・施工体系図の誤記、記入漏れに注意すること。
- ・注文書及び注文請書の日付記入漏れに注意すること。
- ・緊急連絡表の誤記、記入漏れに注意
- ・外国人建設労働者の受け入れ制度の終了に伴い、「外国人建設就労者の従事の状況（有無）」欄が削除された様式を使用してください。

(3) 施工管理について

- ・生コン配合計画書の打ち込み箇所を記入すること。
- ・施工条件書に記載のある、路床の現場密度試験は実施し、報告書を提出すること。
- ・路盤現場密度試験報告書は、使用材料を確認の上作成すること。
- ・計測機器は校正記録書や管理番号が使用した計測機器と照合ができよう写真や資料を整理すること。
- ・アスファルト舗装工の到着温度、開放温度について、管理すること。
- ・土質試験を行い、報告書を作成する場合は、測点（試料採取場所）を記録すること。
- ・埋戻し土について、土質試験実施後、流用土の使用、不使用については、工事打合せ簿に記録すること。
- ・竣工図を作成すること。その際、設計変更図面をよく確認して作成すること。
- ・出来形管理図表は、工事写真と整合性をはかること。
- ・出来形管理は、県の施工管理基準値をよく確認して行うこと。
- ・使用材料の品質証明書を提出すること。
- ・使用材料の納品書を提出すること。
- ・生コンの配合を変更する場合は、工事打合せ簿に記録すること。
- ・舗装工は、展開図とともに数量表を舗装種別ごとに作成すること。
- ・家屋調査報告書提出は、工事打合せ簿に記載すること。
- ・建退共状況報告書の日付記入漏れに注意してください。
- ・マンホール蓋を緊結するボルト・ナットはトルク管理の記録を残すこと。
- ・日々のポリ管の管末処理写真の撮り方について注意してください。
- ・設計値を変更する場合は打合せ簿を作成すること。
- ・個々の提出資料の日付記入漏れに注意してください。
- ・下請工事引渡し時には完成検査を実施し、状況写真、検査内容等を資料として提出すること。
- ・公共汚水マス設置確認書への日付記入もれに注意すること。
- ・下請工事の検査を実施した際には検査内容（項目）が分かる資料を提出すること。
- ・工事に使用する材料については、「市内資材又は市内代理店等の活用」確認のため、漏れなく工事材料使用承諾願を提出すること。
- ・工事材料使用承諾願に記入漏れ、規格・寸法の誤記入があった。工事目的物の品質に関わる重要事項であるため十分注意すること。
- ・施工管理資料は工事完成図書の一部です。工事の過程を確認するため、工事完了時には速やかに提出して下さい。
- ・使用機器の校正記録について、製造番号が確認できる写真を添付すること。
- ・社内検査員の配置、社内検査、下請け工事の引取り検査および書面の受け渡しを行うこと。
- ・民地塀に工具を立てかけないこと。
- ・管材料への工具の立てかけやアスファルトに直接置いての加工が行われていた。合板やマットを使用し管材料の保護を行うこと。

(4) 工事記録写真について

- ・産業廃棄物を運搬する際には、その運搬車の両側面の表示が確認できる記録をすること。
- ・材料保管状況について記録すること。
- ・マンホール工、底版水平確認は、水平器の水平が確認できるように記録すること。
- ・酸素・硫化水素濃度測定は、数値が確認できるように記録すること。
- ・その工事写真を何のために撮影しているか、意味を考え撮影時の撮影向きに注意するとともに、印刷時にも撮影した数値などが見えるか注意すること。
- ・社内検査、下請検査について記録すること。
- ・管渠接続部施工状況について記録すること。
- ・推進工、中込材注入完了は、中込材吹き出し状況を記録すること。
- ・マンホール底版水平確認、取付管勾配確認は、接写を併用して記録すること。
- ・管渠施工状況記録時、管渠を踏まないこと。
- ・酸素・硫化水素濃度測定の状況を記録すること。
- ・マンホール内作業の強制換気状況を記録すること。
- ・立坑工、ライナープレート撤去長を記録すること。
- ・アスファルト舗装状況を記録すること。
- ・撮影個所によっては適直接写をするなど撮影の意図を意識すること。
- ・下水道管渠更生工で、硬化剤等の計量の際、計量器の針が反応していない事例があったので（0.20kgが0.0kgに読める）、計る重量に適した計量器を使用すること。
- ・水道管布設時に、受け口部分の記号を上向きに布設していることが確認出来る写真を撮ってください。（水道管工事共通仕様書 3-1-10）
- ・路盤検査状況の写真撮影について、転圧不足を疑われないように注意してください。
- ・ピンボケ等に注意してください。
- ・黒板の反射及び不鮮明に注意してください。
- ・黒板の数値が確認出来ない物が数箇所ありました。黒板だけをアップで撮影するなどの工夫をしてください。
- ・仕切弁設置の写真について、完成写真の鉄蓋が錆びていました。清掃などをしてから撮影するようお願いします。
- ・撮影の向きについて、起点から終点へなど同一方向で撮影するように統一してください。
- ・写真撮影時、逆光や暗部に気を付けてしっかりと写るよう注意すること。
- ・使用機械について「水道管布設工事施工管理基準」にあるように、使用機械ごとにステッカーが確認出来る写真をお願いします。
- ・路面復旧等の特殊車両について、個々の写真を記録してください。
- ・スタッフの数値が全体的に確認しづらいので注意してください。
- ・あと施工アンカー施工について、ケミカルカプセルの使用期限が確認できる写真を提出すること。
- ・現場密度試験の写真がありませんでした。注意してください。
- ・工事看板の内容が読み取れないものあり。しっかり写っているか確認して下さい。
- ・全体的に、斜め上からのアングルで、スタッフの数値確認が難しかったので注意してく

ださい。

- ・RC40の転圧写真で、石ころが目立っていました。転圧不足と思われる可能性があるので注意してください。
- ・写真管理において、管更生時のレコーダ数値が何を示しているのか記していただきたい。
- ・置換砂の転圧完了写真について、足跡が確認されました。転圧不足と指摘される可能性があるので注意してください。
- ・数ヶ所、写真整理時に字の間違いがありました。注意してください。
- ・転圧不足と思われる写真がありました。注意してください。
- ・プライムコートはまんべんなく散布し、写真で確認できるようにお願いします。
- ・黒板の誤記が多くあったので注意してください。

(5) 安全管理について

- ・移動式クレーンを使用する場合は、作業計画書を作成すること。
- ・酸素・硫化水素濃度測定は、記録表を作成すること。
- ・マンホールブロック接合部施工時、足場板上で作業を行う場合は、安全带使用等、安全対策を行うこと。
- ・酸素・硫化水素濃度測定を記録すること。その際、測定者、測点も記録すること。
- ・マンホール内作業等の強制換気状況について写真に記録すること。
- ・新規入場者教育の日付記入漏れに注意すること。
- ・ガス検知器等の校正記録の添付をしてください。
- ・新規入場者教育・作業員名簿・建退共報告が整合するように注意してください。
- ・点検表、通知書、名簿等の日付記入漏れに注意してください。
- ・作業員名簿の実施年月日の記入漏れに注意してください。
- ・点検票の項目、日付け及び内容について、提出前に再度確認して下さい。
- ・新規入場者調査表について、安全管理者の確認印が抜けていました。
- ・災害防止点検表の点検者のサインがありませんでした。
- ・下請けの施工についても使用する機器の点検状況を確認すること。
- ・緊急時連絡先について、現場掲示と施工計画書で違う、連絡先営業所名が変更されており電話番号も使われていないものが記載されていたので注意すること。なお、中電下関営業所は2025年9月に移転しているので今後注意すること。
- ・機器点検表のチェック記入は、誤記入の無いよう提出前に確認して下さい。
- ・現場で使用した主な機械は、それぞれに点検表を作成して下さい。
- ・新規入場者教育や安全衛生協議会の現場代理人、主任技術者等の名前の打ち間違いがありました。注意してください。
- ・矢板施工の点検表がありませんでした。注意してください。
- ・新規入場者教育についての書類がありませんでした。注意してください。
- ・安全訓練報告書や安全パトロール点検表等の責任者の確認印がありませんでした。回覧するようお願いいたします。
- ・建退共の届の提出日の記入漏れがありました。注意してください。
- ・機器点検記録表に点検者の確認欄を設けているものは、記名忘れのないように確認して

下さい。

(6) その他

- ・各種提出物は記載内容をチェックして提出すること（数値の転記ミスや工事写真説明など）。
- ・産業廃棄物運搬車両は、ナンバープレート、許可番号（左右両面）を写真に記録すること。
- ・段階確認書について、日付記入漏れ等に注意してください。
- ・工事材料承諾願いについて、下関市内の製造施設で製造された建設資材は◎を記入すること。
- ・施工中に埋設物の破損を発見した場合は所有者へ連絡するとともに対処の記録を残してください。
- ・出力 10 kW を超える可搬型発電機を使用する際に「可搬型発電機保安規程」の届出を行った場合は受理通知（受理証）の写しを完成図書に添付してください。
- ・10kW 以上の移動用発電機を使用する場合は、電気主任技術者を選任し保安規程を定め産業保安監督部へ届け出ること。
- ・民地に資機材を置く、立てかける行為は行わないこと。
- ・産業廃棄物を処分場へ搬出するまで一時保管する場合は、囲いや掲示板の設置等保管基準が定められているので遵守すること。

以上